

## 北海道立近代美術館美術作品等の特別観覧規程

(平成18年2月15日館長決定)

(趣旨)

**第1条** この規程は、北海道立近代美術館（以下「近代美術館」という。）が所蔵する美術作品及び美術資料等（以下「美術作品等」という。）の特別観覧について、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 特別観覧とは、近代美術館が所蔵する美術作品等を熟覧し、写真撮影し、複製し、模写し、及びそれらを出版物に掲載することをいい、美術に関する学術研究又は美術館活動の促進に寄与するものと北海道立近代美術館長（以下「館長」という。）が認めたときに許可する。

なお、この規程において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 写真撮影

写真撮影とは、近代美術館所有地内の建物、施設等の撮影、近代美術館が所蔵する美術作品等及び美術資料等の写真撮影をいう。

(2) 美術資料等

美術資料等とは、美術資料、その他資料及び写真原板をいう。

(3) 画像資料とは、デジタル・データ、ビデオテープ、CD-ROM及びFD等電磁的に作成・記録したデータ並びに印画紙やフィルム等に焼き付けられた画像をいう。

(4) 出版物に掲載

出版物に掲載とは、第2条第1項第1号から第3号で得た画像等を新聞、書籍、電磁的方法による出版物等に図版等として載せること、又はテレビジョン番組として制作放映し、若しくは映画フィルムとして配給することをいう。ただし、時事報道を目的とした場合は、除くものとする。

(特別観覧申請)

**第3条** 特別観覧の許可を受けようとする者は、特別観覧申請書（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

なお、出版物に掲載する場合は、別記第1号様式の「出版物についての明細」の欄に所定の事項を記載しなければならない。

**2** 館長は、特別観覧の許可を決定したときは、申請者に対し、貸与の条件を付して別記第2号様式により通知する。

**3** 館長は、特別観覧を許可しない場合は、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(特別観覧期間)

**第4条** 特別観覧の期間は、1月以内を原則とする。ただし、特別な事情にあると館長が

認めた場合は、その期間を延長することができる。

(許可条件)

**第5条** 特別観覧の許可条件は、次のとおりとする。

2 貸与期間中の美術作品等の管理は、申請者が善良な管理者の注意を持って管理するものとし、館長通知(別記第2号様式)の際に示す許可条件を遵守するものとする。

3 特別観覧を目的として、美術作品等を近代美術館から持ち出す場合については、北海道立近代美術館美術作品貸与規程によるものとする。

4 美術作品等の特別観覧について、次の各号の一に該当するときは許可しない。

(1) 近代美術館に当該作品の所有権又は著作権若しくは写真原板等の著作権がないものについては、許可を受けようとする者が事前に所有者並びに著作権者から書面により承諾を受けていない場合。ただし、所有権者又は著作権者から口頭により承諾を受け、館長が特に認めた場合は、この限りではない。

(2) 撮影等により美術作品等の保存管理又は近代美術館の管理運営上、支障があると認められる場合

(3) 一般観覧者の観覧に支障をきたすと認められる場合

(4) 撮影、掲載等の目的が、近代美術館の運営方針に沿わず、不相当と認められる場合  
(事務処理)

**第6条** 特別観覧に係る事務処理は、学芸部が行い、業務部の合議を経なければならない。

2 特別観覧に係る貸与、返却については、その都度、特別観覧貸与・返却記録簿(別記第4号様式)に記録し、決裁を受けなければならない。

(出版物の提出)

**第7条** 出版物の作成を目的として特別観覧を許可された者は、その申請の目的が完了した時点で、速やかに出版物を館長に提出しなければならない。

(許可の取消)

**第8条** 次の各号の一に該当するときは、館長は許可を取り消すことができる。

(1) 許可の条件に違反したとき

(2) 近代美術館職員の指示に従わないとき

附 則(昭和56年5月28日館長決定)

この規程は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(平成2年10月9日館長決定)

この規程は、決定の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日館長決定)

この規程は、決定の日から施行する。

附 則(平成18年2月15日館長決定)

1 この規程は、決定の日から施行する。

2 北海道立近代美術館美術作品等の特別観覧許可規程(昭和56年5月28日館長決定)は、廃止する。